

沖縄海区漁業調整委員会が行う意見の聴取に関する手続規程を次のように定める。

沖縄海区漁業調整委員会が行う意見の聴取に関する手続規程

(趣旨)

第1条 沖縄海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)が行う漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)の規定に基づく意見の聴取の手続については、法及び漁業法施行令(昭和25年政令第30号。以下「令」という。)に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

(開催の決定)

第2条 委員会は、意見の聴取を行おうとするときは、あらかじめその決議を経なければならない。

(会議上の拘束)

第3条 委員会は、意見の聴取においては、討論及び表決を行わない。

(期日及び案件の公示)

第4条 委員会は、意見の聴取を行おうとするときは、意見の聴取を行うべき期日の2週間前までに、令第9条第1項において読み替えて準用する行政手続法(平成5年法律第88号)第15条第1項第1号から第3号までに掲げる事項を公示する。

2 前項の公示は、次に掲げる方法による。

(1) 沖縄県公報に登載する方法

(2) 委員会の事務所の掲示場に掲示する方法

(意見の聴取の期日又は場所の変更)

第5条 委員会が意見の聴取のための通知をした場合において、当事者は、やむを得ない理由があるときは、委員会に対し、意見の聴取の期日又は場所の変更を申し立てることができる。

2 委員会は、前項の申立てにより、又は職権により意見の聴取の期日又は場所を変更することができる。

3 委員会は、前項の規定により意見の聴取の期日又は場所を変更したときは、速やかに、その旨を当事者及び参加人(意見の聴取の期日又は場所を変更した時までに令第9条第1項において読み替えて準用する行政手続法第17条第1項の規定による求めを受諾し、又は同項の許可を受けている者に限る。)に通知しなければならない。

(意見の聴取の期日における審理の方式)

第6条 委員会は、意見の聴取の期日に出頭した者が当該事案の範囲を越えて弁明するときその他議事を整理するためにやむを得ないと認めるときは、その者に対し、弁明を制限することができる。

2 委員会は、前項に規定する場合のほか、意見の聴取の審理を妨害し、又はその秩序を乱す者に対し退場を命ずることその他意見の聴取の審理の秩序を維持するために必要な措置を講ずることができる。

(参加人の参加許可の手続)

第7条 令第9条第1項において読み替えて準用する行政手続法第17条第1項の規定による許可の申請は、意見の聴取の期日の10日前までに、申請者の氏名及び住所を記載した書面並びに当該意見の聴取に係る処分につき利害関係を有することを疎明する資料を提出してするものとする。

(補佐人の出頭許可の手続)

第8条 令第9条第1項において準用する行政手続法第20条第3項の規定による許可の申請は、意見の聴取の期日の10日前までに、補佐人の氏名及び住所、補佐人と当事者又は参加人との関係並びに補佐人が補佐する事項を記載した書面を提出してするものとする。

2 委員会は、補佐人の出頭を許可したときは、速やかに、その旨を当該当事者又は参加人に通知しなければならない。

3 意見の聴取の審理における補佐人の弁明は、当該当事者又は参加人がこれを直ちに取り消さないときは、当該当事者又は参加人が自ら弁明したものとみなす。

(陳述書の記載事項)

第9条 規令第9条第1項において読み替えて準用する行政手続法第21条第1項に規定する陳述書に

は、提出する者の氏名及び住所、意見の聴取の件名並びに陳述書に係る事案についての意見を記載するものとする。

(意見の聴取の調書及び報告書の記載事項)

第10条 令第9条第1項において読み替えて準用する行政手続法第24条第1項に規定する調書には、次に掲げる事項(意見の聴取の期日における審理が行われなかった場合においては、第3号に掲げる事項を除く。)を記載するものとする。

- (1) 意見の聴取の件名
- (2) 意見の聴取の期日及び場所
- (3) 意見の聴取の期日に出頭した当事者及び参加人並びにこれらの者の代理人及び補佐人(以下この項において「当事者等」という。)の氏名及び住所
- (4) 意見の聴取の期日に出頭しなかった当事者等の氏名及び住所並びに当該当事者等が出頭しなかったことについての正当な理由の有無
- (5) 当事者等の弁明の要旨(提出された陳述書における弁明を含む。)
- (6) 提出された証拠の標目
- (7) その他参考となるべき事項

2 意見の聴取の調書には、書面、図面、写真その他委員会が適当と認めるものを添付して調書の一部とすることができる。

3 令第9条第1項において読み替えて準用する行政手続法第24条第3項に規定する報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 処分の原因となる事実に対する当事者及び参加人の主張
- (2) 前号の主張に理由があるか否かについての委員会の意見
- (3) 前号の意見についての理由

(意見の聴取の調書及び報告書の閲覧の手続)

第11条 令第9条第1項において準用する行政手続法第24条第4項の規定による閲覧の請求は、請求者の氏名及び住所並びに閲覧をしようとする意見の聴取の調書又は報告書の件名を記載した書面を提出してするものとする。

2 委員会は、意見の聴取の調書又は報告書の閲覧を認めたときは、その場で閲覧させる場合を除き、閲覧の日時及び場所を当該請求者に通知するものとする。

(意見の聴取の再開)

第12条 委員会は、意見の聴取の終結後に生じた事情に鑑み必要があると認めるときは、意見の聴取を再開することができる。令第9条第1項において準用する行政手続法第22条第2項本文及び第3項の規定は、この場合について準用する。

(令の準用等)

第13条 令第9条第1項において読み替えて準用する行政手続法第15条(第2項第2号を除く。)、第16条、第21条、第23条及び第24条第1項から第3項までの規定は、法第71条第5項(法第76条第3項及び法第88条第4項(同条第5項において準用する場合を含む。))において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による意見の聴取を行う場合に準用する。この場合において、令第9条第1項において読み替えて準用する行政手続法第21条第1項中「当事者又は参加人」とあるのは「当事者」と、同法第23条第1項中「陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合、又は参加人の全部若しくは一部が聴聞の期日に出頭しない場合には」とあるのは「陳述書若しくは証拠を提出しない場合」と、同法第24条第1項中「当事者及び参加人」とあり、及び同条第3項中「当事者等」とあるのは「当事者」と読み替えるものとする。

2 前項の場合においては、第5条第3項中「当事者及び参加人(意見の聴取の期日又は場所を変更した時までに令第9条第1項において読み替えて準用する行政手続法第17条第1項の規定による求めを受諾し、又は同項の許可を受けている者に限る。)」とあり、第8条中「当事者又は参加人」とあり、第10条第3項第1号中「当事者及び参考人」とあるのは「当事者」と、同条第1項第3号中「当事者及び参加人並びにこれらの者の」とあるのは「当事者並びにその」と読み替えるものとし、第7条及び第11条の規定は適用しない。

附 則

この告示は、平成7年3月31日から施行する。

附 則（令和2年11月30日海区漁業調整委員会告示第2号）
この告示は、令和2年12月1日から施行する。